

多国間協定への署名
～その中国における対応、日本における対応、
日中間取引における注意点～

August 2017



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及びアドバイザリーサービスに特化した、国際的に統合された独立組織です。

2017 年 1 月時点で、世界 79 ヶ国に業務を展開し、18,000 人のプロフェッショナルがクライアントの各発展段階をサポートしています。

多国間協定への署名～中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点～

今年（2017 年）6 月 7 日パリにて、「BEPS 防止措置実施条約」に 76 か国・地域が署名または署名意向を正式に表明しました。いよいよ「国際税務基準=BEPS」が動き出しました。

今回は、日本と中国の多国間協定にかかわる選択状況を比較することにより、両国の国際税務にかかわる取組の相違についてみてみたいと思います。

I. 日本

日本は、現時点において、次のような 35 か国・地域を本協定の適用対象として選択しています。

アイルランド イスラエル イタリア インド インドネシア 英国 オーストラリア
オランダ カナダ 韓国 クウェート サウジアラビア シンガポール スウェーデン
スロバキア チェコ 中国 ドイツ トルコ ニュージーランド ノルウェー パキスタン
ハンガリー フィジー フィンランド フランス ブルガリア ポーランド ポルトガル 香港 マレーシア 南アフリカ メキシコ ルーマニア ルクセンブルク

これらのうち、サウジアラビア、マレーシアについては、現時点においてはまだ多国間協定に署名を行っていません。

また、本協定の規定のうち、次のようなものの適用を選択しています。

Part II ハイブリッドミスマッチ（行動計画 2）

- ① 課税上存在しない団体を通じて取得される所得に対する条約適用に関する規定（第 3 条）
- ② 双方居住者に該当する団体の居住地国の決定に関する規定（第 4 条）

Part III 条約濫用（行動計画 6）

- ③ 租税条約の目的に関する前文の文言に関する規定（第 6 条）
- ④ 取引の主たる目的に基づく条約の特典の否認に関する規定（第 7 条）
- ⑤ 主に不動産から価値が構成される株式等の譲渡収益に対する課税に関する規定（第 9 条）
- ⑥ 第三国内にある恒久的施設に帰属する利得に対する特典の制限に関する規定（第 10 条）

Part IV 恒久的施設認定回避（行動計画 7）

- ⑦ コミッショネア契約を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定（第 12 条）
- ⑧ 特定活動の除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定（第 13 条）

Part V 紛争解決の改善（行動計画 14）

- ⑨ 相互協議手続の改善に関する規定（第 16 条）
- ⑩ 移転価格課税への対応的調整に関する規定（第 17 条）

Part VI 紛争解決の改善（行動計画 14）

- ⑪ 義務的かつ拘束力を有する仲裁に関する規定（Part VI）

また、本協定の規定のうち、次のものの不適用を選択しています。

Part II ハイブリッドミスマッチ（行動計画 2）

- ① 二重課税除去のための所得免除方式の適用の制限に関する規定（第 5 条）

Part III 条約濫用（行動計画 6）

- ② 特典を受けることができる者を適格者等に制限する規定（第 7 条）
- ③ 配当を移転する取引に対する軽減税率の適用の制限に関する規定（第 8 条）
- ④ 自国の居住者に対する課税権の制限に関する規定（第 11 条）

Part IV 恒久的施設認定回避（行動計画 7）

⑤ 契約の分割による恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定（第 14 条）

II. 中国

中国は、チリ及びインドとの租税条約を除き、一旦、全ての既存の租税条約（102 か国）について当該多国間協定の適用対象としています。従って、この中には、米国をはじめとする多くの多国間協定署名を行っていない国々が含まれるものとなっているとともに、チリについては、新たに締結された租税条約に BEPS 対応のための OECD による提言の内容が既に反映されており、インドについては、近い将来、ミニマムスタンダードの内容が組み込まれた形で二国間租税条約が発効する見込みとなっています。

香港、マカオ、台湾（未発効）との租税協定については、準用対象として包含されていません。これらについては、関連当局により、直接各租税協定に対して修正がなされることが予想されています。

また、中国は、本協定の規定のうち、次のようなものの適用を選択しており、それぞれの条項において、その適用国が示されています。

Part III 条約濫用（行動計画 6）

- ① 取引の主たる目的に基づく条約の特典の否認に関する規定（第 7 条）
- ② 配当送金取引に関する規定（第 8 条）
- ③ 主に不動産から価値が構成される株式等の譲渡収益に対する課税に関する規定（第 9 条）
- ④ 第三国内にある恒久的施設に帰属する利得に対する特典の制限に関する規定（第 10 条）
- ⑤ 自国居住者への課税の制限にかかわる租税条約の適用に関する規定（第 11 条）

Part V 紛争解決の改善（行動計画 14）

- ⑥ 相互協議手続の改善に関する規定（第 16 条）
- ⑦ 移転価格課税への対応的調整に関する規定（第 17 条）

日本との相違は、まず、Part II ハイブリッドミスマッチに関する適用が選択されていないことがあります。これは、国際資本取引が厳格に管理されている中国においては、そのような要請が少ないことが背景にあるものと想像されます。

次に、条約の濫用については、租税条約の目的に関する前文の文言に関する規定が選択されておらず、配当送金取引に関する規定及び自国居住者への課税の制限にかかわる租税条約の適用に関する規定が選択されています。

また、Part IV 恒久的施設認定回避及び Part VI 紛争解決の改善についても選択されていません。

これらの相違は、主な租税条約が締結された時代の相違やそれぞれの国の経済状況の相違に起因しているものといえるでしょう。

多国間協定は各国、地域内での批准手続きを経た後、OECD に対して通知が為され、準用対象租税条約に関して発効することとなります。日本については来年度の通常国会において、中国については、2018 年の早い段階で、当該多国間協定が発効するものと予想されています。

このように、今後は、日本だけでなく、BEPS に参加を表明している各国が同様の方向で国内法を改正していくものと予想され、各国の税制が少しずつ統一されることにより、国際活動に従事する企業から見れば、税制にかかわ



る予見可能性が高まっていくものと考えられます。

これから本格的に始まる **BEPS** という新たな国際税務の波に備えるために、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立つことができれば幸甚です。

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn